桝 井 成 夫

元読売新聞論説委員





ー裁判員制度はなぜ導入され, 裁判員制度をその誕生から間近で見 判を担当してきた今崎幸彦最高裁判

裁判員制度は、殺人事件などの法律で定められた刑の重い一定の事件を対象として、20歳以上の国民から選ばれた裁判員が裁判官とともに合議体をつくり、裁判を行うというもので、平成21年(2009年)5月に始まり、これまでに、裁判員(裁判員が途中で欠けることに備えて選ばれる補充裁判員を含む)として計約7万人の方々の参加を得ています。昨年(平成28年)の例でいうと、全国で約900人が参加されて約1100件の事件について裁判が行われています。今年は約23万人が候補者として名簿に載ることになり、その約3%に当たる方々が実際に裁判に参加されることとなる見通しです。

はじめに

今崎 今日は桝井成夫さんにおいでいただき、裁判員制度についてお話を伺います。桝井さんとは、平成12年に私が刑事局の課長になって間もない頃からのお付き合いです。私が裁判官として初めて直接取材を受けた記者の方です。

桝井 私は、新聞記者を35年間務めたのですが、 裁判所や検察を取材する社会部の司法記者 を長くやっていました。それから特派員とし て米国に6年ほど行きました。ちょうどベル リンの壁が崩れ冷戦が終結した頃でした。帰 国してからは司法担当の論説委員をし、司法 制度改革も取材、執筆しました。

今崎 桝井さんは、裁判員制度についても誕生 から今日までをご覧になってこられました。



裁判をどう変えたのか?ー てきた桝井成夫さんが,主に刑事裁 所事務総長と語り合いました。

本日はそういった御経験も踏まえながらお話しいただければと思います。

裁判員制度ができるまで

今崎 桝井さんとお会いした頃は、ちょうど政府 の司法制度改革審議会(※1)での審議が

進んでいるときでした。 最終的にはそこで刑事 裁判への国民参加制度 の創設が提言されたわ けですが、当初私はこ のような制度ができる とは思っていませんで した。

※1 司法制度改 革審議会 1999年から2001年まで, 内閣に設けられた審議会。国民の司法制度への関与を含め, 司法制度のあらゆる分野について調査審議がされた。

桝井 司法制度改革審議会が発足したのは平成 11年でしたね。昭和60年に刑事訴訟法の 泰斗の平野龍一(※2) 先生から「我が国

今崎幸彦

最高裁判所事務総長



の刑事裁判はかなり絶望的である」,「おそらく参審か陪審でも採用しない限り,脱却できないかもしれない」と

※2 平野龍一(ひらのりゅういち 1920年~2004年) 刑事法学者, 東京大学名誉教授, 元東京大学総長。

いう論文(「現行刑事訴訟の診断」)が出されました。これは今考えると実に先駆的な予見でした。

今崎 当時桝井さんは日本の刑事裁判をどのよう にご覧になっていたのですか。

桝井 私はロッキード事件の裁判を初公判から7 年以上にわたって傍聴しました。法廷では証 人も被告人も大半が捜査段階の調書を「検 事の作文だ」と言って否定しましたので、そ の調書と公判証言のどちらが信用できるのか という細部にわたる審理に終始しましたが、 振り返れば究極の「調書裁判」であり、い わゆる「精密司法」の頂点ではなかったかと 思います。その第一審の東京地裁判決(丸 紅ルート)が昭和58年で、平野先生の「絶 望的」という論文はそのわずか2年後。刑事 司法に問題があるとは考えてもいなかったの で非常に驚き、衝撃を受けたものです。

- 今崎 私はその昭和58年に裁判官になったのですが、実は私も当時刑事裁判とはそういうものだと思っていました。
- 桝井 その後司法制度改革審議会が始まって、 刑事裁判への国民参加が議論されるように なりました。最高裁事務総局は当初国民参 加について慎重な立場を取っていると思って いたのですが、ある時これを導入する方向に 大きく舵を切りました。それが評決権なき参 審制の提言でした。この決断は戦後司法の なかでも画期的なものと私は考えています。
- 今崎 私は当時の事務総局内の議論をつぶさに 見ています。反対意見もあるかと思っていた のですが、当時の幹部が口々に述べていた のは積極論でした。刑事裁判が将来にわたっ て国民の信頼を得ていくためには国民の司 法参加が必要不可欠だ、そのためには米国 型の陪審制度ではなく欧州型の参審制が望 ましいというものでした。ただ当時参審制に ついて憲法に違反するという学説があり、違 憲の疑いのある制度を提案するわけにもい きませんでした。それで評決権のない参審 制の提案となったのですが、それが国民の司 法参加に対する裁判所の消極姿勢と受け取 られたのは残念でした。
- 桝井 法曹三者の中で最高裁が動いたことがきっかけとなり、裁判員制度へと結実していくわけです。今から思えば、かつての刑事裁判はおよそ一般の人が傍聴していても中身が分からないものになっていました。法廷のやり取りで勝負が決まるのではなく、捜査の段階で作成された調書を細かく審査していく

ばかりという印象でした。調書の記述自体もますます微に入り細を穿つようになり、裁判官が調書や法廷での証言記録を裁判官室や自宅に持ち帰って吟味することを当然の前提にしたような審理が常態化していました。これは、国民一般から大きく遊離した刑事裁判というべきで、平野先生のお考えはやはり慧眼というべきでしたし、この改革のチャンスを見逃さなかった最高裁の判断も大きかったと思います。

裁判員制度の施行に向けて

- 今崎 その後様々な議論を経て今の裁判員制度 ができ上がりました。法律が国会で成立して から5年間の準備期間をいただきました。5 年というと長いようですが実際にはそれでも 足りないくらいでした。長年続けられてきた 審理のやり方を180度転換し、法廷での弁 論や口頭による証拠調べを中心にした裁判 へ移行するというのは、法曹三者にとって革 命的な変化でしたから。
- 桝井 裁判所,検察,弁護士会の法曹三者の当時の関係は、それぞれが閉鎖的なギルドというか良くなかったですね。そのなかで戦後の刑事司法改革は頓挫したままで、ただ時が流れました。冷戦下の左右のイデオロギー対立もあり、特に検察と弁護士会の間には根深い相互不信がありましたし、裁判所もこのような状況をいわば消極的ながら承認していたと思います。この不自然で硬直した閉鎖的な司法界に大きく風穴を開けたのが裁判員制度でした。
- 今崎 裁判員制度により法曹三者が協力して新 しい運用を作り上げることが求められること になり、そのための準備をする中で三者が信 頼関係を深めていくことになりました。
- 桝井 裁判所では裁判員裁判の模擬裁判など相 当な準備をされていましたね。



【桝井成夫(ますい しげお)】 元読売新聞論説委員,環境省・公害健 康被害補償不服審査会前会長。

司法分野を中心に長年にわたって記者として活躍。平成21年から開催されている「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」の委員を務める。

【今崎幸彦(いまさき ゆきひこ)】 最高裁判所事務総長。

昭和58年判事補任官。司法研修所教官,東京地方裁判所判事(部総括),最高裁判所刑事局長,水戸地方裁判所長等を経て,平成28年4月から現職。

今崎 裁判官というのはお互いの裁判の独立を 強く意識するものですから、ほかの裁判官の 仕事に口を出さないという伝統があります。 しかしそれでは新たな裁判に対応するため の訓練にならないというわけで、模擬裁判 を繰り返しては互いに厳しく批評し合いまし た。時には裁判長同士が顔を真っ赤にして 議論することもありました。そういうことを 繰り返し行ったことが、裁判官の技量向上に 大きな影響を与えたという気がしています。

裁判員制度の現状と課題

桝井 裁判員裁判では公判前整理手続(※3)という制度が取り入れられていますね。最近その期間が長期化していると聞きました。

今崎 裁判員裁判では起訴 から公判での審理が始 まるまでの大部分が公 判前整理手続に充てら れますが,この期間が 長く,結果的に裁判官 裁判時代に比べ判決が 出るのが遅くなっています。裁判員裁判は重 大事件を対象とするの

※3 公判前整理 手続 法廷での審理理 官,検察官,弁護 の三者でポインディる を始める前に,弁護 の三者でポインディー を審理が行われる点 うに,を整理均期間が、 平成22年に平りが、 平成28年には平りが、 平成28年には明化している。

で、身柄拘束のまま裁判を待つ被告人の割合が多いですし、時間が経つと事件に関する証人の記憶が薄れていってしまうおそれもあります。これからの重要な課題の一つです。

桝井 公判前整理手続はまだ新しい制度です。



新たな時代における裁判の在り方を模索する作業がまだ続いているということでしょうか。私は裁判員裁判というのは裁判官をガイドにして裁判員6人が一緒に山に登るようなものだと思っています。そこには難しい山もありますし、ガイド役の裁判官にとっても初めて登る山道ですから、どんな道筋なのか気になるし不安にもなる。そういう作業は裁判官裁判にはなかったことで、現場の裁判官の皆さんがいろいろ苦労しながら、道筋を確かめるための試行錯誤が行われているということではないでしょうか。

今崎 検察官や弁護人にもそれぞれに立場や考えがあり、三者の間で登山の計画をどういう手順で、どこまで詳しく決めておくかの合意形成に時間がかかっているのが一因です。 難しい問題ですが三者が責任をもって取り組んでいきたいと思います。

桝井 裁判員裁判になってから、「分かりやすい 審理」という言葉がよく使われていますが、 刑事裁判自体の本質は裁判員裁判も裁判官 裁判も変わらないはずです。「分かりやすい」 と言うと、裁判官裁判に比べ何かレベルの低 いことをやっているのではないかとの印象を 持つ人もいますが…。

今崎 刑事裁判は犯罪事実があったのかどうか、 その事実があったとすればどのような刑がふ さわしいかを判断する作業です。これを分か りやすくするというのは、法律的な専門知識がない人にもそうした刑事裁判の本質部分を過不足なく理解し判断してもらえるようにするということです。決して裁判のレベルや質を下げることではありません。裁判員裁判がいい加減な判断をしているというわけでないことは裁判員経験者の方々であればおわかりと思いますが。

桝井 それはとても大事なことですね。私も長く 記事を書いてきましたが、物事の本質を正 確に、しかも分かりやすく人に伝えることの 難しさをつくづく思います。重要なのは、単 に易しい言葉に言い換えるということではな く、本質を深く理解した上でそれを平易で適 切な言葉で表現できるかどうかだと思いま す。しかしそれは言うは易く行うは非常に難 いことではないでしょうか。

今崎 例えば量刑, つまり被告人の刑を決める 際には、その基本的な考え方を説明しなけ ればなりません。そこで、議論を始めるとき、 私は「これまで暴力沙汰を繰り返してきた人 が刑務所を出てすぐに理由もなく人を殴って 軽いけがをさせたとします。他方で、人格円 満で犯罪とも無縁の人が、事情があって人 を殺めたとします。皆さんはどちらの刑がよ り重いと思いますか。」という話から始めて いました。そこから、「人」を罰するのか「行為」 を罰するのかという疑問を投げかけ、さらに 「刑を決める物差しは、犯行の危険性や被害 の大きさでしょうか、それとも被告人の犯罪 者としての性格や人間性でしょうか」などと 議論を発展させていくようにしていました。 これはあくまでも私のやり方ですが、このよ うに裁判官はそれぞれに自分なりの工夫を凝 らして法律概念の本質を伝えようとしている わけです。

桝井 ところで、裁判員候補者の選任手続への 出席率が下がっているそうですね。

- 今崎 下がっているのは事実ですが、各地で行われる選任手続では十分な数の裁判員候補者の方々においでいただいています。裁判員になられた方の年齢や職業を調べてみると日本の総人口における構成比と比べても変わりありません。ですので今困っているというわけではありません。
- 桝井 しかし、裁判員制度は幅広く国民の方々の参加を求めることで成り立っている制度です。国民の間から裁判員裁判への参加の意欲が失われているとすれば将来が心配になりますが…。
- 今崎 そのとおりです。出席率が更に下がってい くようであれば制度の運営に影響しかねませ ん。制度発足当初に比べ裁判員制度への関 心が薄まっていることも確かであり、決して 楽観はしていません。国民の皆さんに制度 の意義をもっと知っていただく必要があると 思います。
- 桝井 とはいえ、いったん裁判員になられた方は 実に熱心に取り組まれるそうですね。
- 今崎 本当に真面目で熱心です。これは裁判官が口をそろえて言うことです。裁判員に選ばれた直後は大変なことになった、まさか裁判員になるとは思っていなかったという方が多いのですが、そういう方たちもいざ裁判が始

まると、引き込まれるように熱 心に裁判に取り組まれるよう になります。

東日本大震災が起きた際私は地裁で裁判長をしていたのですが、揺れがあったときはちょうど裁判員裁判の審理の真っ最中でした。金曜日のことだったわけですが、その日の裁判はそこで中止となり、裁判員の皆さんにはお帰りいただくことになりました。電車

は止まっているし道路も大混雑で、遠方の方 にも徒歩でお帰りいただくしかありませんで した。そうした中、今振り返れば無理なお願 いをしたと思いますが、被告人の身柄が拘 束されていたこともあり、裁判員の皆さんに 翌週の月曜日には予定どおり裁判をやりたい とお伝えしたのです。当時都内の交通機関 はかなり乱れていたのですが、それにもかか わらず月曜日の午前9時45分には1人を除 いて全員そろわれていたのです。最後の方 も午前10時を少し過ぎた頃には無事におい でになり、全員そろって審理、評議を終えて その日のうちに判決まで行うことができまし た。あの騒然とした中で、誰一人として不満 を漏らされることもなく穏やかに、しかし真 剣に評議をし、執行猶予でしたが予定どお り判決まで終え、皆さんお互いに握手をして 帰って行かれました。

- 桝井 そのような話を聞くと本当に感動します ね。制度が始まる前は果たして裁判員の方々 が来てくれるだろうかと心配していたことも ありましたね。
- 今崎 今思えば国民の皆様に対し大変失礼な心 配をしていたことになります。己の不明を恥 じるしかありませんが、それにしても嬉しい 誤算でした。



裁判員制度が裁判所にもたらすもの

今崎 とはいえ裁判員の方の多くは、もともとはなりたくてなられたわけではありません。それまで裁判に全く関わりのない、しかも互いに赤の他人同士ですから、最初は相当に緊張してもおられます。そういう方の緊張を解き、信頼関係を築いてそれぞれの本音を引き出しながら議論をして結論をまとめていくというのは決して楽な作業ではありません。そして一つの事件が終わると、次の事件でまた全く新しい方々との間で始めから同じことを繰り返すわけです。それに裁判員はお一人お一人が性別も年齢も人生経験も異にし、当然考え方も違います。皆さんのお顔や反応を見ながら話し方を変えていくといったことも時には必要になります。

桝井 非常に力のいる作業ですよ ね。裁判官の真の実力が試され ているのかもしれませんね。

今崎 あまり知られていませんが、 裁判員の方々の負担を減らし 裁判に集中していただくための 努力もあります。裁判所によっ て様々だと思いますが、例えば 評議室にちょっとしたお菓子や 息抜き用の雑誌を置いておくと か、寒い日には膝掛けを用意し ておくとかいったことです。口 数の少ない裁判員の方がいれ ば休憩中に声をかけるなどとい うこともしますし、そのために 普段から様子をさりげなく見る ようにもしています。民間企業 からすれば当然のことなのかも しれませんが、裁判員裁判を繰 り返していると、裁判官のみな らず職員を含めこうした気遣いがごく自然に されるようになっていきます。些細ではあり ますが、こうしたことも長い目で見れば裁判 所全体にとりかけがえのない財産になってい くのです。

桝井 裁判員経験者のアンケートを見ると、裁判 官の説明や評議を含めて分かりやすかったと いう意見がとても多いですし裁判所の評判は 良いようですね。

今崎 裁判員を経験された方のうち、95%以上 の方から「良い経験だった」と言っていただ いています。もちろん直前まで共同作業をし ていた、いわば仲間に対する評価ですからこ の数字を額面どおり受け取るべきでないとは 思います。とはいえ裁判員を実際に経験され た方の大多数が好意的な評価をしてくださっ ていることも確かで、それは私たちにとって



【イサム・ノグチ作「つくばい」(最高裁判所内中庭) 湧水の泉をイメージした6つのオブジェ(黒御影石)】

桝井「日米で活躍したイサム・ノグチが、戦後日本の司法に託した想いが込められているのではないか。」

※イサム・ノグチ(1904年~1988年) 彫刻家、画家、インテリアデザイナー。 最高裁判所庁舎の設計を担当した岡田新一氏と親交があり、最高裁判所内中庭に「つくばい」を制作している。

©2017 The Isamu Noguchi Foundation and Garden Museum/ARS, New York/ JASPAR, Tokyo $\,$ G0790

何よりの励みにもなりますし、裁判員制度にとっても良いことだと思います。

桝井 裁判官と裁判員の距離が近づいているという,今おっしゃったことで,私の頭に浮かぶのは,戦後まもなく創設された最高裁の初代長官の三淵忠彦(※4)さんのことです。三

淵さんは明治維新の 時,薩長の藩閥体制 に抵抗した悲劇の会 津藩の人。まさに戦 後司法の再出発にふ

※4 三淵忠彦(み ぶちただひこ 1880 年~1950年) 1923 年大審院判事, 1925 年退職。1947年,最 高裁判所発足の際,初 代長官に就任。

さわしい人物でしたが、この方に、「世間と人間」という随想があります。それが驚くことに、今の裁判員裁判を予見しておられるかのような内容なんです。エッセイは、三淵さんが文楽の三味線で明治を代表する巨匠、豊沢団平(※5)の芸一筋の道に「痛く心を打たれた」というものです。団平は弟子に「三味線は弾

かずに弾け」、「舞台で 死ね」と教えた名人で、 本当に舞台で倒れて亡 くなりました。

※5 豊沢団平(とよざわ だんぺい 1828 年 ~ 1898年) 明治期に活躍した義太夫節の三味 線演奏者。

今崎 最高裁の図書館から

借りて私も読ませていただきました。

桝井 三淵さんを感動させたのは団平の文章, これがまた名調子なものですから, ちょっと引用させてください。街に使いに出した弟子が息せききって帰って来たのを叱る場面です。

「これから使いに出たら、そんなに早く帰って来るものでない。外へ出たら、往来を通っている種々の人の様子をとくと見てくるものだ。商人も通る。職人も通る。物もらいもいるし、手代も歩く、御寮人はこうで、女中はこうとよく見て覚えておくものだ。世間を知らなければ、芸は出来ぬ。」

三淵さんは、この一文に「団平にしかられているような気がする」と言い、裁判官になりたくて勉強もしたが「人間のこと、世間の

ことをよく了解したであろうか。否と答えざるを得まい」と反省される。そして、裁判官は世の中のことを相手に仕事をするのだから、世間と人間をよく承知しなければならないと述べたうえで、「(裁判官は) 法律のことばかりやっておったのでは、やはり見解が狭くなり、視野が浅くなり、いい裁判ができない」とまでおっしゃるのです。その三淵さんが、現在の裁判員裁判をご覧になったら何と言われるでしょうか。

今崎 裁判にかかわる以上、法律以外の様々な社 会の動きにも敏感である必要があります。裁 判官は、訴訟を運営するための一種の技術 者という側面があるのですが、ともすればそ の役割に徹してしまいがちです。裁判員制度 は、社会の知恵を裁判員を通して裁判に反 映させるという意味があります。実際、有罪 か無罪かを決めるにあたり、裁判官が気づか なかった裁判員の方の視点が決め手になるこ とがあります。また、刑の重さを決める際に も、例えば動機や経緯、被害の重さをどう見 るか、被告人の更生をどう考えるのかなどと いった点について、裁判員の皆さんの見方は 実にさまざまです。裁判員の方が入ることに よってこれまでと異なった視点が取り入れら れていることは、量刑の傾向にいくつか変化 が見られることからもうかがわれます。私自 身も評議の場でしばしばドキッとする疑問を 投げかけられました。「裁判長は犯行が計画 的だから悪質だとおっしゃるけど、計画もな くいきなり犯罪に走るのも悪いんじゃないで すか。」、「弁護人が被害者に賠償金を払った から刑を軽くしてくれと主張していましたけ ど、被害を弁償するのは当然のことなのにな ぜ刑が軽くなるんですか。」、「被害者の遺族 が厳重処罰を望んでいるから重く処罰するべ きだということですが、被害者に身寄りがな い場合はどうなるんですか。」。こうした疑問

を受けて皆が納得するまで意見交換する中で も議論が深まっていくのです。まさに裁判員 の「社会の知恵」が加わることによって、多 角的で深みのある判断ができていると実感す るところです。それからもう一つ大事なこと ですが、刑事裁判が大きく変わりました。裁 判員に「社会の知恵」を加えていただくため には、初めて法廷に来た人でも理解できるよ うな審理にする必要がありますよね。法廷で の審理も、かつて桝井さんがご覧になってい たような書面中心の審理から、今や口頭によ る主張のやりとりや証人尋問を中心とした審 理へと変化してきています。そのために検察 官や弁護人も大変な努力を払っているわけで すが、かつて調書裁判と揶揄された刑事訴訟 が本来の姿に近づきつつあるわけで、これも 裁判員制度の導入によってもたらされた成果 なのです。

裁判員制度が社会に もたらすもの

桝井 さきほどおっしゃったように、裁判員経験者の95%以上が「良い経験だった」と言っておられます。この極めて高い数字には、特別な意味があるはずです。そこで、経験者のアンケートの回答内容をみると、「ふだんできない貴重な経験をした」、「やりがいがあった」、あるいは「社会のことを考えることができた」



という感想が多い。これは、「公的」なものに参加し、社会の仕事をやり遂げたという率直な気持ちの表れではないでしょうか。こう考えて思うのは、裁判員制度は、民主主義を支える柱の一つになり得るのではないかということです。

米国特派員時代に、陪審を取材したことがあります。ロッキー山脈の奥懐、コロラド州で起きた環境破壊事件で、陪審員はカーペンター、カウボーイ、共和党の企業弁護士、バーテンダーといろいろでした。その陪審員たちは次第に、カウボーイを中心にまとまり、行政の怠慢や隠ぺいを追及したのです。アメリカの民主主義とはまさに、陪審が草の根で支えていると強く実感しました。

今崎 陪審劇の傑作,映画「十二人の怒れる男」 の舞台はニューヨークでしたね。あれは何度 見ても面白いですね。

桝井 大都会であれ、西部の田舎であれ、アメリカ人の精神は同じなんですね。それで思い出すのがフランスの社会政治思想家、アレクシス・ド・トクヴィル(※6)です。彼

は1830年代に米国に 赴き、「アメリカのデモ クラシー」を著し、陪 審は民主主義を育むと 書きました。陪審とは、 すべての階層の人々に、 裁判へのリスペクトと権 利の理念を普及させる だけでなく、「私事以外

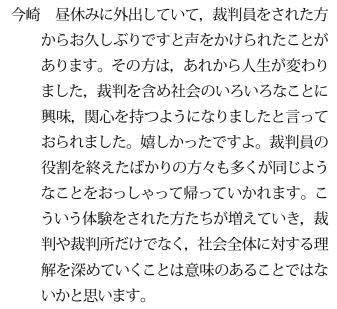
※6 アレクシス・ド・トクヴィル(1805年~1859年)フランスの由緒ある貴族で、同時代人のマルクスとも特に対置される近代社会政治思想家。古典的名著「アメリカでアメリカでアメリカでアメリカでアメリカでルカントのものを見た」という。

のことに専念させるよう強いることによって, 社会の錆のような,国を亡ぼす個人エゴイズ ムと闘う」というのです。

明治以来日本の刑事法はフランス法,ドイツ法,更には米国法と融合を重ね,今回の裁判員制度の導入により,英米法の陪審の精神が注入されました。トクヴィルの至言は裁判

員制度にも見事に当てはまると思います。

民主主義には、「多数者による 専制」という側面がありますが、 それに対し陪審を含めた司法は少数の人権や自由を守る重要な役割 を担います。裁判員裁判は民主 主義の中で少数の人権や自由をど のように守っていくのかについて、 みんなで考える良い機会になって いるのではないでしょうか。



桝井 裁判員の中でもいろいろな人がおられるわけでしょう。そういう方々とのやりとり一つ 一つに様々な意味があるのでしょうね。

今崎 裁判員や裁判官を結びつけるものは、見知らぬ者同士が一つの目標に向かって共同作業をしていくという使命感、責任感であり、立派に任務を果たした、社会の役に立ったという達成感、高揚感なのだと思います。これが健全なエネルギーとなって裁判員制度を支え、社会を動かしていくとすれば素晴らしいことなのですが。

桝井 裁判員制度が始まる前は裁判官と裁判員 を対立するものという図式でとらえる人も多 かったですし、今でもそういう人がいますが、 実際は違うんですね。



今崎 対立ではなく協働作業,融合なのです。色々な意見が最後には一つの意見に溶け込んでいくのです。もちろんそれに至る過程では徹底的に議論しますが、最後は皆さん「これが私たちの結論だ」というものに収束していくのです。そこが裁判員裁判から生まれる刑事裁判の奥行きの深さであり、経験された方でないと分からないところだろうと思います。

桝井 裁判員裁判ならではの経験ですね。開始からすでに8年になろうとし、裁判員経験者は、補充の人を含めて、7万人を超えました。社会全体における裁判員制度の意義も含め、学校教育などを通じてもっと広く知ってもらいたいものです。

おわりに

今崎 最後になりますが、桝井さんから本誌を お読みの方に向けてメッセージをお願いしま す。

桝井 裁判員裁判は、司法を国民に近づけ、公の 仕事に多くの個人が参加するという点で、今 の日本社会にとって非常に大きな積極的な意 味を持っていると思います。このことをぜひ 御理解いただいて、司法と国民の共同作業が ますます広がっていくことを期待しています。

今崎 本日は長時間にわたり, ありがとうございました。 (対談日:平成29年1月12日)